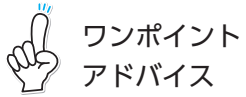


健康ひろば

みんな健康！
元気・いきいき寄居町！



子どもの予防接種



免疫をつくり病気を予防する大切な予防接種。近年、予防接種数が増加しており、計画的に接種できるようスケジュールを作成することが大切です。

予防接種数の増加

子どもの定期予防接種は、ここ5年で水痘(水ぼうそう)、B型肝炎が追加となり、令和2年10月からはロタウイルスワクチンの定期化が予定されています。

対象年齢になったら早めの接種を！

「まだ数年は定期予防接種の年齢だから大丈夫」と思っている、お子さんが体調を崩すなどで、予定通りに接種ができない可能性があります。また、定期接種年齢内に複数回の接種が必要な予防接種(例:ヒブ感染症、日本脳炎等)は、接種開始が遅くなることで、最後の接種が定期の年齢対象外となり、無料で接種ができないという事例もあります。早めのスケジュール作成と接種をおすすめします。

新型コロナウイルスの感染が心配…予防接種はどうすればいいの？

新型コロナウイルス感染症拡大により、予防接種の時期を遅らせたほうがよいか？という問い合わせをいただきます。日本小児科学会では「新型コロナウイルス感染症を予防するための対策も重要だが、極端な制限によって予防できるほかの重要な病気の危険性にさらされることを避ける必要がある」と発表しています。予防接種は、病気にかかりやすい年齢になる前に接種しておくことが必要です。接種可能な年齢になったらこれまで通りスケジュールに基づいて、接種するようにしてください。医療機関によっては、通常の診療時間と予防接種の時間を分けている場合もありますので、各医療機関へお問い合わせください。

母子健康手帳で予防接種履歴の確認を！

接種漏れがないかの確認・接種スケジュールのご相談は、健康福祉課(保健指導班)へご連絡ください(☎内線211・212)。問い合わせの際は、必ず母子健康手帳をご準備ください。さまざまな病気からお子さんを守るために欠かせない予防接種の重要性を理解して、定期予防接種をきちんと受けましょう。

8月の保健事業 持ち物 要事前予約 健康福祉課(保健指導班) ☎581・2121内線211・212

※ご注意ください！乳幼児健康診査、すくすく相談、ちょっと気になるこどもの発達相談の実施場所は役場7階です。

●乳幼児健康診査

種別	日	場所	対象	受付時間
1歳6カ月児健康診査	6日(木)	健診室 役場7階	平成30年12月生	通知でお知らせします。
3歳児健康診査	27日(木)		平成31年1月生 平成29年2月生	

※新型コロナウイルス感染症等の影響で変更になる場合は対象者にご連絡します。
※駐車場が混み合うことが予想されますので、余裕をもってお越しください。
☎母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの歯ブラシ、3歳児は尿の入ったビニール袋

●ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室)

日	時間	対象	場所
6日、20日(各木曜日)	9:00～ 10:00～	市街地・西部地区在住の方 桜沢・用土地区在住の方	総合体育館・アタゴ 記念館剣道場
7日、21日(各金曜日)	15:00～ 16:00～	男衆地区在住の方 折原・鉢形地区在住の方	

※6、7日はふるさと健康体操、そのほかの日は自主活動日。
☎マスク着用、運動しやすい服装、水分補給できるもの

●健診結果相談会☎

対象／令和元年度健診を受けた方で、結果相談会を利用していない方

日	受付時間	場所
17日(月)	13:30～13:45	保健福祉総合センター

☎健診結果通知、健康手帳(お持ちの方)

※8月4日(火)開催予定の「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止になりました。
※益岡医院(深谷市岡部1249-10、☎585・5657)が、胃がん検診医療機関に追加されました。胃がん検診の詳細は、本誌4月号をご覧ください。
※深谷赤十字病院で、子宮頸がん検診の受診ができなくなりました(乳がん検診(マンモグラフィ検査)は引き続き受診可能)。子宮頸がん検診の詳細は、本誌5月号をご覧ください。

年金についての情報を毎月お届け！

年金特報

今月は「国民年金保険料臨時特例免除について」

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、臨時特例措置として簡易な所得見込額を申告することで、免除・納付猶予、または学生納付特例の申請が可能となりました。

▶対象※①、②いずれにも該当する方

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から、当年中の所得見込額が、免除・学生納付特例承認の所得基準相当になることが見込まれる方

▶免除・学生納付特例承認の所得基準

区分	所得基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
学生納付特例	118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等

※扶養親族等控除額、社会保険料控除額等は年末調整、確定申告で申告された金額です。源泉徴収票、確定申告控等でご確認ください。
※免除・納付猶予の判定は、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。申請者本人のほか世帯主や配偶者が①と②に該当する場合にも申請できます。

▶対象期間

免除・納付猶予

令和元年度分(令和2年2月～6月分)

令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月分)

学生納付特例

令和元年度分(令和2年2月～3月分)

令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月分)

※令和元年度分と令和2年度分の申請を同時に行う場合、申請書はそれぞれ必要になります。

▶必要なもの

印鑑、年金手帳またはマイナンバーが分かるもの、身分証明書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書、所得の申立書(臨時特例用)、学生納付特例の場合は学生証のコピーまたは在学証明書(原本)

※申請書および所得の申立書は、日本年金機構のホームページから取得できます。
※学生証の発行が遅れている場合であっても、そのほかの書類が整い次第、申請することができます。後日発行された学生証のコピーを申請先へ提出してください。

▶留意事項

所得の申立書の内容を確認するために、後日、日本年金機構から収入見込額の内容を明らかにする書類(給与明細書等)の提出をお願いする場合があります。申請時に提出する必要はありませんが、給与明細書等は申請から2年間は保管してください。

▶申請先

町民課または熊谷年金事務所

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による手続きをご利用ください。

☎熊谷年金事務所(☎522・5012) ☎町民課(☎581・2121内線111)
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。

